

基安労発0701第4号  
平成26年7月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
( 契 印 省 略 )

「受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について」の  
一部改正について

受動喫煙防止対策助成金の交付を受けようとする事業主が提出する申請書の様式等必要書類については、平成23年9月16日付け厚生労働省発基安0916第1号厚生労働事務次官通達「受動喫煙防止対策助成金の支給について」（以下「支給通達」という。）及び同日付け基発0916第6号厚生労働省労働基準局長通達「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」（以下「支給実施通達」という。）により定められており、申請に当たって必要となる具体的な書類の作成要領については、平成24年11月19日付け基安労発1119第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通達「受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について」（以下「書類作成要領通達」という。）により定められているところである。

今般、書類作成要領通達を下記のとおり改正したので、了知の上、引き続きその実施に遺漏なきを期されたい。

記

書類作成要領通達の別添、別紙2、別紙5、別紙7、別紙11及び別紙12を別紙のとおり改め、別紙4の次に別紙4-2及び別紙4-3を追加し、別紙13の次に別紙13-2及び別紙13-3を追加し、別紙14の次に別紙14-2を追加する。

(別紙)

## 受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領

※ この作成要領において、「交付要綱」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要綱（平成 23 年 9 月 16 日付け厚生労働省発基安 0916 第 1 号厚生労働事務次官通達の別添）（最終改正：平成 25 年 5 月 16 日付け厚生労働省発基安 0516 第 2 号）」をいう。また、「交付要領」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要領（平成 23 年 9 月 16 日付け基発 0916 第 6 号厚生労働省労働基準局長通達の別添）（最終改正：平成 26 年 7 月 1 日付け基発 0701 第 1 号）」をいう。

### 第 1 助成金の交付申請

「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」（交付要綱様式第 1 号）、「受動喫煙防止対策に係る事業計画」（交付要綱様式第 1 号別添）のほか、交付要領第 5 の 1 の (1) ②に記載されている書類の添付が必要ですので、以下の 1 から 11 を参考に必要書類を作成してください。

申請の際には、添付書類も含めて 2 部提出してください。なお、1 部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

#### 1. 「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」（交付要綱様式第 1 号）

別紙 1 の記載例を参考に作成してください。記載内容は、添付書類の内容と齟齬を生じることがないように留意してください。

#### 2. 「受動喫煙防止対策に係る事業計画」（交付要綱様式第 1 号別添）

別紙 2 の記載例を参考に作成してください。

#### 3. 「第 3 に規定する不交付要件に該当しない旨の書類」（交付要領第 5 の 1 の (1) ②ア）

別紙 3 の記載例を参考に作成してください。

#### 4. 「直近の労働保険概算保険料申告書の写し（保険関係が成立して間もない等、交付申請書の提出日において労働保険概算保険料申告書が提出されていない場合にあっては、労働保険関係成立届の写し）」

（交付要領第 5 の 1 の (1) ②イ）

労働保険事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業主の方は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写しを添付してください。

新規に営業を開始する事業場で労働保険関係が未成立の場合は、交付要領第 3 不交付要件 (1) に該当するため、交付申請を行うことができません。

5. 「中小企業事業主であることを確認するための書類」(交付要領第5の1の(1)②ウ)

資本金又は労働者数が交付要領の第2の(1)に示す中小企業事業主の要件に該当することを示す書類を提出してください。ただし、前記4.の「直近の労働保険概算保険料申告書の写し(又は労働保険関係成立届の写し)」により中小企業事業主の要件に該当することが明らかな場合は、別の書類を提出する必要はありません(助成事業主と受動喫煙防止対策を講ずる事業場が別々に労働保険に加入している場合は、助成事業主が加入する「直近の労働保険概算保険料申告書の写し(又は労働保険関係成立届の写し)」も提出する必要があります)。

また、申請者が複数の業種を営んでいる場合、主たる事業の業種を判断した根拠資料(業種ごとの事業場数、労働者数、売上高等がわかる資料)を提出してください。

参考：交付要領の第2の(1)に示す中小企業事業主の要件

業種	①常時雇用する労働者の数	②資本金の規模
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
上記に該当しない業種	300人以下	3億円以下

6. 「喫煙室の設置等をしようとする場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)」(交付要領第5の1の(1)②エ)

喫煙室の設置等をしようとする場所全体を収めた写真に加え、換気扇等を設置する予定の箇所及び電気工事等を施工する予定の箇所について撮影した写真を提出してください。また、写真には可能な限り撮影日も記載してください。

デジタルカメラを使用して撮影した写真等について、複数の写真をA4用紙等に配置して印刷する場合は、工事予定場所の施工前の状況が明瞭に確認できるよう、解像度、印刷方法等を設定の上、印刷してください。

7. 「設置等しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料」(交付要領第5の1の(1)②オ)  
(1) 「設置等しようとする喫煙室等の場所、仕様」について

助成金の交付対象となる事業場内の設計図(平面図)を添付し、設計図には、換気扇等の設備を配置する箇所、電気工事、配管工事等を施工する箇所及び喫煙室等の喫煙区画内部への空気の流入が想定される箇所について記載してください。また、必要に応じ拡大した図面等を添付し、設置等する喫煙

室等の仕様を明確にしてください。さらに、前記6.により提出する写真について、写真の撮影場所を起点として撮影した方向に向かう矢印を記してください。

また、椅子や空気清浄機等のうち移動可能な備品・装置を交付対象に含めている場合は、その装置・備品の設置位置を設計図上で明示してください。さらに、喫煙室の設置等の場合は、喫煙室の出入口の立面図を添付してください。

(2)「換気扇等の設備」について

受動喫煙防止対策に資する設備として設置する予定の換気扇等について、仕様書、取扱説明書等から受動喫煙防止対策に係る性能（1時間当たりの処理風量、集じん効率等）を示す部分の写しを添付してください。

(3)「利用可能な人数」について

座席等を設ける場合は、(1)で示した設計図においても明記してください。なお、「受動喫煙防止対策に係る事業計画」（交付要綱様式第1号別添）で記載した内容と齟齬を生じないように留意してください。

(4)「その他助成事業の詳細を確認できる資料」について

(1)から(3)までのほかに、喫煙室等に設置する機械装置、設備、備品の仕様分かる資料を添付してください。また、喫煙室の設置等において、壁紙、床材等の建材を使用する場合は、その仕様分かる資料も添付してください。

8.「交付要領第5の1の(2)の要件を満たして設計されていることが確認できる資料」（交付要領第5の1の(1)②カ）

別紙4から別紙4-3までの記載例を参考に、現在の事業場の喫煙状況等の情報を必要に応じて用いながら、交付要領第5の1の(2)で定める次の措置ごとの要件について、換気装置の性能、喫煙室出入口の面積、空気清浄装置の集じん効率、処理風量等から判断して要件を満たすことを確認できる資料を作成し、添付してください。

なお、本助成金の交付要件を満たすための方法は、厚生労働省の委託事業である「受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」の電話相談窓口（電話番号：050-3537-0777、相談無料）で相談することができます。

① 喫煙室の設置（要件を満たすための改修等を含む。）

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2(m/s)以上となるよう設計されていること。

② ①以外の受動喫煙を防止するための措置（要件を満たすための改修等を含む。）

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所（以下「喫煙区域」という。）における受動喫煙を防止するための措置として、喫煙区域の

粉じん濃度が0.15 (mg/m<sup>3</sup>) 以下となるよう設計されていること、又はn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が70.3×n (m<sup>3</sup>) となるよう設計されていること。

9. 「事業場の室内及びこれに準ずる環境において、(2)の①に定める要件を満たす喫煙室又は(2)の②の措置を講じる場所以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類」(交付要領第5の1の(1)②キ)

別紙5の記載例を参考に記載してください。

10. 「喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し」(交付要領第5の1の(1)②ク)について

見積書は、作成日、施工業者、工事の依頼者である助成事業主が明記されており、使用する建材の規格や数量、設置する機器の型式や台数等が確認できるものを提出してください。なお、前記7.(1)で提出する設計図の内容と照合することができるよう留意してください。

11. 「その他都道府県労働局長が必要と認める書類」(交付要領第5の1の(1)②ケ)について

別紙5-2の記載例を参考に、助成金振込先申請書を提出してください。そのほか、受動喫煙防止対策に関する事業計画を個別に審査する上で必要なものとして都道府県労働局長から指示があった場合に添付してください。

例えば、建物の一部区画を賃借して営業している事業場について交付決定を受けようとする場合、工事の施工について貸主等施設管理者の承諾を受けている旨の書類を添付する必要があります。

## 第2 交付申請の取下げ

別紙6の記載例を参考に申出書を作成し、2部提出してください。なお、1部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

## 第3 変更の承認申請

下記①～③の資料を2部ずつ提出してください。なお、1部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

- ① 別紙7の記載例を参考に作成した交付要綱様式第4号「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書」

- ② 「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」(以下「交付決定通知書」という。)の写し

- ③ 既に交付決定を受けた事業の内容の変更について都道府県労働局長の承認を受けているものがある場合にあっては、「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書」（以下「変更承認通知書」という。）の写し

#### 第4 中止（廃止）承認申請書

別紙8又は別紙9の記載例を参考に交付要綱様式7号「受動喫煙防止対策助成金事業中止（廃止）承認申請書」を作成し、交付決定通知書の写しと併せて2部ずつ提出してください。なお、1部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

#### 第5 事業実績報告

交付要綱様式第9号「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」及びその別添「受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書」のほか、交付要領第5の2の（1）②に定める書類について、以下の1から8に留意の上、必要書類を作成してください。

申請の際には、添付書類も含めて2部提出してください。なお、1部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

1. 「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」（交付要綱様式第9号）

別紙10の記載例を参考に作成してください。記載内容は、添付資料と齟齬を生じることがないように留意してください。

2. 「受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書」（交付要綱様式第9号別添）

別紙11の記載例を参考に作成してください。（2）助成金振込先について、交付申請時に提出した情報から変更がない場合は、「口座番号」欄に「交付申請時と変更なし」と記載してください。

3. 「交付決定通知書の写し」（交付要領第5の2の（1）②ア）及び「交付決定内容の変更を受けた場合は、変更承認通知書の写し」（交付要領第5の2の（1）②イ）

都道府県労働局長が通知した交付決定通知書の写しと、交付決定内容の変更の承認を受けた場合はその全ての変更承認通知書の写しを添付してください。

4. 「受動喫煙防止対策に係る事業の領収書及び当該経費に係る内訳の写し（事業実績報告書の提出日において領収書が発行されていない場合にあっては、受動喫

煙防止対策に係る事業の請求書及び当該経費に係る内訳の写し)」(交付要領第5の2の(1)②ウ)

(1)「領収書(又は請求書)」について

領収書(又は請求書)の作成日、施工業者及び工事の依頼者である助成事業主が記載されていることが必要となります。なお、請求書により事業実績報告を行う場合は、助成金交付後1か月以内に、別途施工業者からの領収書の写しを都道府県労働局長に提出する必要があります。

(2)「内訳」について

助成金の対象となる機器、建材、備品等について規格、数量及び価格が品目ごとに確認できるものであることが必要です。なお、領収書(又は請求書)にこれらの内訳が詳細に記載されている場合は、内訳として別に添付する必要はありません。

5.「設置等をした喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙を防止するための設備、備品等の詳細を確認できる写真」(交付要領第5の2の(1)②エ)

以下の(1)及び(2)により、任意の様式にて工事を終了した直後に撮影した写真を添付してください。また、写真には可能な限り撮影日も記載してください。

デジタルカメラを使用して撮影した写真等について、複数の写真をA4用紙等に配置して印刷する場合は、工事の施工内容が明瞭に確認できるよう、解像度、印刷方法等を設定の上、印刷してください。

(1)「設置等をした喫煙室等の場所、仕様」の写真について

喫煙室等を設置等した場所について、喫煙可能な区画の外から撮影した概観の写真のほか、喫煙可能な区画内部の全体像が把握できる写真を添付してください。

(2)「換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙を防止するための設備、備品等の詳細」の写真について

換気扇等の受動喫煙防止対策に係る設備、備品等が実際に設置されたことのほか、関係する工事が全て施工されたことを確認できる写真を添付してください。

6.「交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類」(交付要領第5の2の(1)②オ)

別紙12の記載例を参考に作成してください。

7.「実施した受動喫煙を防止するための措置が、1の(2)の要件を満たしていることを確認できる書類」(交付要領第5の2の(1)②カ)

都道府県労働局長から交付決定を受けた次の①から③の事業内容に応じ、交付決定された事業の要件に関する状況を確認した書類を添付してください。

なお、厚生労働省の委託事業で、浮遊粉じん濃度及び風速を測定するための機器としてデジタル粉じん計及び風速計の貸出しを無料で行っていますので、必要に応じて活用してください。

① 喫煙室を設置等した場合

別紙13の記載例を参考に、喫煙室出入口において喫煙室内に向かう風速(平均値)を測定し、その結果について記録した書類を添付してください。

② 「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」として、粉じん濃度の低減措置により交付決定を受けた場合

別紙13-2の記載例を参考に、通常営業時の使用条件において浮遊粉じん濃度(平均値)を測定し、その結果について記録した書類を添付してください。

③ 「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」として、換気量を増加させる措置により交付決定を受けた場合

別紙13-3の記載例を参考に、設置した換気装置により生じる風速の実測値(平均値)と開口部の断面積を基に、換気量を算出した結果を資料として添付してください。

8. 「その他都道府県労働局長が必要と認める書類」(交付要領第5の2の(1)②キ)

助成金の額の決定に関する個別の審査を実施する上で必要なものとして都道府県労働局から指示があった場合に添付してください。

## 第6 事業で設置した喫煙室の現状報告

交付要綱第16条に基づき、本助成金の適切な運用を確保するために、都道府県労働局長から講じた措置の現状報告を求められた場合、喫煙室の場合は別紙14の記載例を、喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置の場合は別紙14-2の記載例を参考に報告書を作成し、提出してください。

その際、前記第5の5.に掲げた「設置等をした喫煙室の場所、仕様」などに準じて撮影した写真を適宜添付してください。

様式第1号別添

受動喫煙防止対策を実施する事業場（店舗など）の名称を記載してください。  
「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」を講ずる場合は、措置を講ずる事業場の業種を、事業場の名称の後に括弧書きで記載してください。

受動喫煙防止対策に係る事業計画

受動喫煙防止措置を実施する事業場	事業場の名称 <b>厚生労働食堂 霞が関店</b>	
	業種（該当する番号に○を付すこと） ①卸売業 ②小売業 <b>③飲食店</b> ④持ち帰り・配達飲食サービス業 ⑤情報通信業（放送業、情報サービス業等） ⑥物品賃貸業 ⑦学術研究、専門・技術サービス業 ⑧宿泊業 ⑨生活関連サービス業 ⑩娯楽業 ⑪教育、学習支援業 ⑫医療、福祉 ⑬複合サービス事業（郵便局、協同組合） ⑭サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業等） ⑮農業 ⑯林業 ⑰漁業 ⑱鉱業、採石業、砂利採取業 ⑲建設業 ⑳製造業 ㉑電気・ガス・熱供給・水道業 ㉒情報通信業（通信業等） ㉓運輸業、郵便業 ㉔金融業 ㉕保険業 ㉖不動産業 ㉗その他（ ）	申請者が複数の業種を営んでいる場合は、主たる業種について○を付してください。
受動喫煙防止対策を実施する事業場（店舗など）の労働保険番号を記載してください。	労働保険番号 13-0-00-000000-000	
	所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 (電話番号 03-0000-0000)	
「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」の場合、措置を講ずる喫煙可能な区域の床面積を記載してください。	連絡担当者の所属及び氏名 総務部 安衛 一郎 (電話番号 03-△△△△-△△△△)	
	労働局から連絡や問合せを行う場合に、対応ができる担当者の連絡先を記載してください。	
事業の実施期間	約5日間 着工予定：平成25年7月6日 完了予定：平成25年7月11日	交付決定を受けてから工事着工となりますので、余裕を持った予定としてください。
喫煙室の面積	7.5 (m <sup>2</sup> )	喫煙室の定員 6 (人)
事業の概要 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗内（客席の隅）に喫煙室を設置</li> <li>・天井にソフコファンを2箇所設置し屋外排気を実施</li> <li>・出入口は、自動的に閉まる引き戸を採用</li> <li>・換気扇には遅れ停止スイッチを使用</li> </ul> ※ 設計図は別添○として添付	
助成対象経費 (税込)	受動喫煙防止対策に関する費用（消費税を含む。）のみを記載してください。他の工事と併せて実施し、分けることのできない経費は、按分して算出することが必要です。	1,575,000 円
助成金申請金額 (注2)	助成対象経費 (税込) の2分の1（上限は200万円、1000円未満の端数は切り捨て）の額を記載してください。	787,000 円

注1 受動喫煙防止措置を実施した場所、仕様等の内容を記載すること。また、工事予定の図面を添付すること。

注2 助成対象経費の2分の1（千円未満は切捨て）又は200万円の低い方の額を記載すること。

所轄労働局への提出年月日を記載してください。

平成25年6月1日

受動喫煙防止対策を実施する事業場(店舗など)の所在する都道府県の労働局長名としてください。

東京労働局長殿

申請事業主の主たる事務所の

- ① 所在地
- ② 法人名
- ③ 代表者の職名、氏名を記載してください。

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
 厚生労働商事株式会社  
 代表取締役 厚労 太郎

印

代表者印を押印してください。

「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」の場合は、「設置する予定の喫煙室」の部分は「措置を講じた喫煙区域(及び要件を満たす喫煙室)」と記載してください。

### 受動喫煙防止対策に関する今後の方針について

受動喫煙防止対策を実施する事業場(店舗など)の名称を記載してください。

今般、受動喫煙防止対策に係る交付申請を提出した「厚生労働食堂 霞が関店」においては、受動喫煙を防止するため、今後設置する予定の喫煙室以外の場所では事業場内の喫煙を禁止する対策を講じることとするので、申し出ます。

なお、具体的には、以下の取り組みを実施することにより徹底を図ることを予定しております。

(具体的な取り組み)

- ・ 客席の既設灰皿の撤去
- ・ 店舗内各所へ喫煙室を設け、それ以外の場所を禁煙にしていることについて周知するステッカーを貼付するほか、メニュー表の隅の余白や店舗ホームページを利用した周知を行う。

宿泊業で、客室を禁煙としない場合は、以下の文章を挿入してください。  
 「ただし、以下に示す場所は従業員の滞在時間等が限られるため、喫煙を禁止する対策は講じないこととする。」

※：宿泊施設における客室は特別な例外であって、原則として喫煙室や換気措置を講じた区域以外で喫煙可能な場所を設定することは認められません。

申請した事業場内での受動喫煙防止対策を徹底するために実施する取り組みを記載してください。

宿泊業で、客室を禁煙としない場合は、以下の文章を挿入してください。

「(喫煙室以外で喫煙を認める場所)

- ・ 客室(全○客室中、△客室)

※：宿泊施設における客室は特別な例外であって、原則として喫煙室や換気措置を講じた区域以外で喫煙可能な場所を設定することは認められません。

### 受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書

交付決定通知書の発行を受けた都道府県の労働局長名としてください。

所轄労働局への提出年月日を記載してください。

平成25年6月30日

東京労働局長 殿

申請事業主の主たる事務所の

- ① 所在地
  - ② 法人名
  - ③ 代表者の職名、氏名
- を記載してください。

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
 厚生労働商事株式会社  
 代表取締役 厚労 太郎

印

交付決定通知書の日付と番号を記載してください。

代表者印を押印してください。

平成25年6月20日付け〇〇号をもって交付決定を受けた受動喫煙防止対策助成金について、交付決定を受けた内容を下記のとおり変更したいので、受動喫煙防止対策助成金交付要綱第7条の規定により申請します。

今回の記載例は、助成対象経費として1,575,000円で交付決定を受けた事業を、125,000円増額して、総額1,700,000円として変更承認申請した場合を想定しています。  
 金額の変更を伴わない場合(例:実績報告日の変更)は、空欄としてください。

記

#### 1 助成対象経費

今回変更申請金額 金 1,700,000 円  
 (うち今回の **増額** 減額) 申請額 金 125,000 円)

#### 2 助成金の額

今回変更申請金額 金 850,000 円  
 (うち今回の **増額** 減額) 申請額 金 63,000 円)

#### 3 事業内容(受動喫煙防止対策助成金交付申請書及びその添付書類)における変更箇所

項目	変更前	変更後	変更の理由
1	天井にシロッコファンを2箇所設置	天井にシロッコファンを3箇所設置	交付決定を受けた設備では、交付要領で定める喫煙室の要件を満たせなかったため。 ※変更後の配置図は別紙参照。
2			

変更箇所に下線を引いてください。  
 図の場合は○囲みでも可です。

- 備考
1. 内容を変更する箇所の数に応じて、欄を追加又は削除すること。
  2. 枠内に記載できない内容は、「別紙参照」と記載の上、別紙(様式自由)に記載すること。
  3. 必要に応じて変更内容の詳細を確認できる書類、図面等を添付すること。
  4. 本様式の別添として、交付申請時に提出した交付申請書(様式第1号)、その別添及び関係資料について、本変更承認申請により変更を行う箇所を明示した上で提出すること。

備考をよく参照してください。

受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書

(1) 受動喫煙防止対策に係る事業結果概要

受動喫煙防止対策を実施した事業場(店舗名など)の名称を記載してください。

事業場の名称	厚生労働食堂 霞が関店		
事業の実施期間	5 日間 着工：平成 25 年 7 月 6 日 完了：平成 25 年 7 月 11 日		
喫煙室の面積	7.5 (m <sup>2</sup> )	喫煙室の定員	6 (人)
事業の概要 (注 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗内(客席の隅)に喫煙室を設置</li> <li>・天井にソロコファンを2箇所設置し屋外排気を実施</li> <li>・出入口は、自動的に閉まる引き戸を設置</li> <li>・換気扇には遅れ停止スイッチを使用</li> </ul> ※工事施工後の写真は別添○として添付		
交付決定された内容の変更	(あり・なし) ※どちらかに○を付すこと。 交付決定内容の変更を行った場合の承認日とその文書番号 ① 平成 年 月 日付け ② 平成 年 月 日付け		
助成対象経費(税込)	交付要綱様式第9号(2)助成対象経費(精算額)に記載した額を記載してください。 1,575,000 円		
助成金申請額(注2)	交付要綱様式第9号(3)助成金申請額に記載した額を記載してください。 787,000 円		

事業計画に記載した工期ではなく、実際の工期を記載してください。

以下の内容について記載してください。書ききれない場合は欄を広げるか、別紙に記載しても構いません。  
① 講じた措置の種類(「喫煙室」か「喫煙室以外の措置」か)、②措置を講じた場所、③受動喫煙防止のための措置の概要、④出入口の仕様(概要)、⑤特記事項(他に設置した設備、店舗の全面改装に併せて実施など)

交付決定内容の変更を行った場合は記載してください。書ききれない場合は欄を広げるか、別紙に記載してください。

注1 受動喫煙防止措置を実施した場所、仕様等の内容を記載すること。また、事業完了後の図面及び写真を添付すること。

注2 工事費用の2分の1(千円未満は切捨て)又は200万円の少ない方の額を記載すること。

(2) 助成金振込先

交付申請時に提出した別紙5-2の内容と異なる場合は、詳細を記載してください(記載例は別紙5-2参照)。

金融機関等名称	支店等名称
口座番号	交付申請時と変更なし
預金種別	(普通・当座) ※どちらかに○を付すこと。
フリガナ	
口座名義	

交付申請時に提出した別紙5-2の内容と変更がない場合は、「交付申請時と変更なし」と記載してください。

所轄労働局への提出年月日を記載してください。

平成 25 年 8 月 1 日

交付決定通知書の発行を受けた都道府県の労働局長名と  
してください。

東京労働局長殿

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号  
厚生労働商事株式会社  
代表取締役 厚労 太郎

印

代表者印を押印してください。

「喫煙室以外の受動喫煙を  
防止するための措置」の場合  
は、「喫煙室の設置工事」の  
部分は「措置に係る工事」  
と記載してください。

### 受動喫煙防止対策関係事業の実施内容について

今般実施した受動喫煙防止対策としての喫煙室の設置工事については、平成 25 年 6 月 1 日付けで受動喫煙防止対策助成金交付申請書を提出し、平成 25 年 6 月 20 日付け〇〇号により東京労働局長の交付決定を受けた内容に従って実施したものであり、当該交付決定内容から逸脱するものではないことを申し出ます。

交付決定通知書の日付と番号を記載してください。

※交付決定内容の変更承認を受けた場合、その旨を記載する  
必要はありません。

「厚生労働食堂 霞が関店」における  
喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置に関する工事について

厚生労働商事株式会社

今回「厚生労働食堂 霞が関店」において実施する受動喫煙を防止するための措置は、以下のとおり、受動喫煙防止対策助成金交付要領の第5の1の(2)の②に定める要件を満たすよう設計されたものであることを申し出ます。

1. 受動喫煙を防止するための措置の内容について

現在、客席（全客席数 80 席）の 2 割を喫煙席、残りを禁煙席とし、喫煙席と禁煙席の間は出入口を除きパーティションで区切っている。今回、喫煙席における粉じん濃度の条件を満たすよう換気能力を強化することで受動喫煙の程度を低減させるものである。

2. 事業場内における現状について

浮遊粉じん濃度はデジタル粉じん計（P社製 型式名 QR-50S）により測定した。

- ・現在の喫煙時間帯の喫煙席内における平均浮遊粉じん濃度 0.20 (mg/m<sup>3</sup>)

※ 最も利用者の多い土曜日 19:00~21:00 における実測値

- ・喫煙席の喫煙可能時間帯の平均喫煙本数 18 (本/時間)

最も喫煙者が多い時間帯で測定し、測定値の平均が 0.15 (mg/m<sup>3</sup>) を超えることを確認してください。

3. 浮遊粉じん濃度 0.15 (mg/m<sup>3</sup>) 以下を満たすための時間当たりの必要換気量

「職場の喫煙対策のすすめ—受動喫煙防止のために—」中央労働災害防止協会（2009）p.101 を参考にして、以下のとおり算出した。

$$\text{必要排気風量 (m}^3\text{/h)} = \frac{10 \text{ (mg/本)} \times 18 \text{ (本/h)}}{0.15 \text{ (mg/m}^3\text{)}} = 1,200 \text{ (m}^3\text{/h)}$$

2. の「喫煙席の喫煙可能時間帯の平均喫煙本数」を代入してください。他は固定値。

4. 喫煙区域内の換気方法について

既存の換気設備（A社製 型式名：BC-75D 処理風量 700 m<sup>3</sup>/h）が経年劣化しているため、これを廃することとし、新たに天井埋込型のシロッコファン（X社製 型式名：YZ-100A）を喫煙席内 2 箇所に設置し、喫煙席内の空気を屋外に排気する。

処理風量については、「強」900 (m<sup>3</sup>/h)、「弱」745 (m<sup>3</sup>/h) の 2 つがあるが、通常は「弱」で使用する予定である。

上記換気装置 2 台による理論上の処理風量は、745 × 2 = 1,490 (m<sup>3</sup>/h) となる。

以上より、

$$\text{換気装置による処理風量 } 1,490 \text{ (m}^3\text{/h)} > \text{必要換気量 } 1,200 \text{ (m}^3\text{/h)}$$

となり、受動喫煙を防止するための措置のうち、喫煙区域における浮遊粉じん濃度の要件を満たすこととなる。

工事後に喫煙区域の浮遊粉じん濃度を実測する際、設置条件等によって換気装置等の理論上の処理風量を下回り、要件に合致しない場合があることから、必要換気量等に対し余裕を持たせるよう努めてください。

「厚生労働食堂 霞が関店」における  
喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置について

厚生労働商事株式会社

今回「厚生労働食堂 霞が関店」において実施する受動喫煙を防止するための措置は、以下のとおり、受動喫煙防止対策助成金交付要領の第5の1の(2)の②に定める要件を満たすよう設計されたものであることを申し出ます。

1. 受動喫煙を防止するための措置の内容について

今回、受動喫煙を防止するために実施する措置は、客席（全客席数 80 席）の 2 割を喫煙席、残りを禁煙席とした上で、喫煙席における必要換気量の条件を満たすことにより受動喫煙の程度を低減するものである。なお、喫煙席と禁煙席の間は出入口を除きパーティションで区切ることとする。

2. 必要換気量の算出

(1) 喫煙が可能な区域の席の数

$$80 \text{ (席)} \times 0.2 = 16 \text{ (席)}$$

(2) 喫煙区域における必要換気量

$$70.3 \text{ (m}^3\text{/h)} \times 16 \text{ (席)} \doteq 1,125 \text{ (m}^3\text{/h)}$$

(1)の「喫煙が可能な区域の席の数」を代入してください。70.3 (m<sup>3</sup>/h) は固定値です。

3. 喫煙区域（喫煙席）内の換気方法について

天井埋込型のシロッコファン（X社製 型式名：YZ-100A）を喫煙席内に 2 箇所増設する。

処理風量については、「強」900 (m<sup>3</sup>/h)、「弱」745 (m<sup>3</sup>/h) の 2 つがあるが、通常は「弱」で使用する予定である。

上記換気装置 2 台による処理風量は、 $745 \times 2 = 1,490 \text{ (m}^3\text{/h)}$  である。

以上より、

$$\text{換気装置による処理風量 } 1,490 \text{ (m}^3\text{/h)} > \text{必要換気量 } 1,125 \text{ (m}^3\text{/h)}$$

となり、受動喫煙を防止するための措置のうち、喫煙区域における 1 時間当たりの必要換気量の要件を満たすこととなる。

工事後に換気装置の処理風量を実測する際、設置条件等によって換気装置の理論上の処理風量を下回り、要件に合致しない場合があるため、必要換気量に対し余裕を持たせるよう努めてください。

複数の場所で措置を講じた場合は、場所ごとに作成してください。

## 粉じん濃度の要件に対する適合状況の確認結果 (例)

受動喫煙防止対策を実施した事業場 (店舗名など) の名称を記載してください。

### 1. 測定の実施日等

(1) 事業場の名称	厚生労働食堂 霞が関店
(2) 測定の実施日時	平成 26 年 7 月 16 日 (水)
(3) 測定場所	店舗内の喫煙席 (16 席)
(4) 測定時間	14:00 ~ 14:30
(5) 測定実施者	(所属) 厚生労働商事株式会社 (氏名) 安衛 一郎

複数の場所で措置を講じた場合は、場所が特定できるように記載してください。

### 2. 措置を講じた場所の概略図 (主要な設備、測定機器の配置)

措置を講じた場所のふかん図を記載し、主要な設備 (換気扇など)、出入口などの開口部や測定地点が大まかにわかるように記載してください。

また、測定点の位置をアルファベット (丸囲み) で示してください (「3. 測定結果」の測定点と一致させること)。測定点は 3~5 m の等間隔で複数箇所とすることが望ましいです。

### 3. 測定結果

測定項目 (測定場所)	測定点	浮遊粉じん濃度の実測値*
浮遊粉じん濃度 (店舗内の喫煙席、 床上約 1.2 m)	A	0.09 mg/m <sup>3</sup>
	B	0.16 mg/m <sup>3</sup>
	C	0.11 mg/m <sup>3</sup>
	D	0.07 mg/m <sup>3</sup>
	E	0.13 mg/m <sup>3</sup>
	平均値	0.092 mg/m <sup>3</sup>

※: 測定点ごとに 2 回以上測定して、その平均値を記載することが望ましい。

6 点以上測定した場合は、列を追加して記載してください。

なお、算出した平均値については、小数第 4 位を四捨五入し、0.150 以下となれば、基準を満たしているものとします。

複数の場所で措置を講じた場合は、場所ごとに作成してください。

## 必要換気量の要件に対する適合状況の確認結果 (例)

受動喫煙防止対策を実施した事業場 (店舗名など) の名称を記載してください。

### 1. 測定の実施日等

(1) 事業場の名称	厚生労働食堂 霞が関店
(2) 測定の実施日時	平成 26 年 7 月 16 日 (水)
(3) 測定場所	店舗内の喫煙席 (16 席)
(4) 測定時間	14:00 ~ 14:30
(5) 測定実施者	(所属) 厚生労働商事株式会社 (氏名) 安衛 一郎

複数の場所で措置を講じた場合は、場所が特定できるように記載してください。

### 2. 措置を講じた場所の概略図 (主要な設備、測定機器の配置)

措置を講じた場所のふかん図を記載し、主要な設備 (換気扇など)、出入口などの開口部や測定地点が大まかにわかるように記載してください。

### 3. 測定結果

測定項目 (測定場所)	測定点の高さ (床から)		風速の実測値 <sup>※1</sup>	
風向・風速 (喫煙区域への 出入口)	上部	1.8 m	0.14 m/s	換気量 <sup>※2</sup>
	中央部	1.2 m	0.17 m/s	
	下部	0.6 m	0.15 m/s	
	平均値		0.153 m/s	

※1 : 2回以上測定して、その平均値を記載することが望ましい。

※2 : 風速の実測値の平均値をもとに算出する。算出方法は以下のとおり。

$$\text{換気量 (m}^3\text{/h)} = \text{開口部の断面積 (m}^2\text{)} \times \text{風速の実測値 (m/s)} \times 3,600 \text{ (s/h)}$$

以上により、

$$\text{換気装置による処理風量 } 1,377 \text{ (m}^3\text{/h)} > \text{必要換気量 } 1,125 \text{ (m}^3\text{/h)}$$

となり、交付要領で定める必要換気量を満たすことが確認できた。

平成31年2月13日

東京労働局長 殿

所轄労働局への提出年月日を記載してください。

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
厚生労働商事株式会社  
代表取締役 厚労 太郎

印

代表者印を押印してください。

受動喫煙防止対策関係事業で措置を講じた区域の現状について

交付額確定通知書の日付と番号を記載してください。

平成26年9月19日付け〇〇号により受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書を受けた受動喫煙防止対策関係事業で措置を講じた区域（以下「喫煙区域」という。）について、平成31年2月1日現在の状況を以下のとおり報告します。

記 交付額確定通知書などで指定された報告基準日を記載してください。

1. 本事業で取得した財産の処分 (  無 ) ・ 有 )  
(「有」の場合、処分した備品等の名称、処分日、売却額および処分した理由を記載)

2. 帳簿及び書類の保存状況 (  良好 ) ・ 不良 )  
別添〇の写真のとおり、適切に保存している。

交付条件が履行できている場合は「良好」、履行できていない場合は「不良」と記載してください。

3. 助成金交付条件の履行状況

助成金交付条件の内容	履行状況	
営業時間内は設置した換気装置について「強」モードで使用するこ	別添〇の写真のとおり、強モードで使用する旨換気装置のスイッチの近くに表示を	良好
と。	して、実際に「強」モードで使用している。	
交付条件がない場合、「なし」と記載してください。		

4. 喫煙区域以外の事業場内の場所での喫煙 (  無 ) ・ 有 )

5. 助成を受けた備品などの喫煙区域以外での使用 (  無 ) ・ 有 )  
(「有」の場合、使用した備品の名称、喫煙区域外での使用頻度、使用した理由を記載)

措置を講じた区域の1日あたりのおおよその延べ来客人数を記載してください。

6. 現在の喫煙区域の状況  
別添〇の写真のとおり。現在、1日に延べ〇〇人が喫煙区域に来客している。